

エヌノ部

1
Naisance.

子サンス

出生

アクト、ド、子サンス

出生證書出生届

Acte de naissance.

〔本義〕「子サンス」ハ「子トル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニ

シテ「子トル」ハ羅甸ノ「ナシ」ヨリ出ツ「ナシ」ハ「生スル」ノ義

「子トル」ハ即チ「母ノ胎内ヨリ生レ出ル」ノ義「アクト」ハ「證

書」ナリ（アノ部二七）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕ノエル母ノ胎外ニ子ノ生レ出ル「チイフ」○「アク

ト、ド、子サンス」ハ子ノ出生ノ事ヲ檢證シタル「アクト、ド、

レタ、シウイル」(民法上身分證書)ニノ部二七「チイフ」○「バシ」

レ子ノ出生三日内ニ父ヨリ其所ノ身分證書ノ官吏ニ
届出ヘシ若シ父アラサルキハ醫師若クハ産婆ヨリ届
出ヘシ此届アル時官吏ハ二名ノ證人ノ面前ニ於テ直
チニ證書ヲ作ルヘシ此證書ハ即チ「アクト、ド、子サンス」
ナリ

〔参照〕(民)五五以下、證據ハ(民)三一九、三二二、出生ノ陳述ハ
(刑)三四六、

ナンチスマン

質入

11 Nantissement.

〔本義〕希臘ノ「チモ」ヨリ出ツ「チモ」ハ「物ヲ己レニ分チ與ヘ
シムル」又「占有スル」ノ義

〔釋解〕辨濟ヲ保證スル爲メ義務者ヨリ權利者ニ物品ヲ

〔釋解〕辨濟ヲ保證ナル爲メ義務者ヨリ權利者ニ物品ヲ

渡ス契約ヲイフ「ガジツ」(ゼノ部一)及ヒ「アンチクレズ」(アノ部六四)ノ所ヲ參看ス可シ

〔參照〕(民)二〇七一以下、

ナチウラリザシオン

三 Naturalisation.

歸化

〔本義〕「ナチウラリゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ナチウラリゼ」ハ羅甸ノ「ナチウラリス」ヨリ出ツ「ナチウラリス」ハ

「自然」ノ義「ナチウラリゼ」ハ自然ニ生セシ者トスルノ意

〔釋解〕甲ノ國民其國民タル身分ヲ棄テ乙ノ國ノ籍ニ入リ其國民タル身分ヲ得ル所爲ヲイフ凡ソ佛蘭西國民外國ニ「ナチウラリザシオン」ヲ爲スルハ佛蘭西國民タルノ身分ヲ失フ〇リトレ自國人民ノ有スル權利ト同一

ノ權利ヲ外國人民ニ許シ與フルコトイフ
〔參照〕千八百五十年八月七日ノ法律

子グリジアンズ

四 Negligence.

懈怠

〔本義〕「子グリゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「子グ
ゼ」ハ羅甸ノ「子グリゼレ」ヨリ出ツ「子グリゼレ」ハ「子ク」ト
「レゼレ」ト合成セシモノナリ「子ク」ハ前詞ニシテ「不」ノ義
「レゼレ」ハ「取ル」又「受取ル」ノ義「子グリゼレ」ハ「取ラザル」ノ
義ニテ即チ世話ヲ爲サズ又「注意セサル」ノ意
〔釋解〕世話ヲ爲サス又ハ注意セサルコトイフ何人ト雖
モ自己ノ「子グリジアンズ」ニ付テハ己レ其責ヲ負ハサル
可カラス○リトレ注意スヘクシテ注意セス爲スコト確

可
カ
ラ
ナ
C
リ
ト
レ
注
意
ナ
ヘ
ク
シ
テ
注
意
セ
ナ
爲
ナ
一
確

ナルベクシテ確ナラス爲スヘキヲ知テ爲サ、ル是ヲ
「子グリシアンス」トイフ

〔参照〕(民)一三八三、(刑)三一九、

五

Negotiorum gestor.

子ゴシオロム
捻峩叔籠
ヂエストトル
嗽士多兒
ノツシヨム
穉宋
ノム
噉
ヂエア
隨意管理人

〔本義〕「子ゴシオロム」「ゼストル」ノ二語皆羅甸語ニシテ「子
ゴシオロム」ハ「事務」ノ義「ゼストル」ハ「支配スル人」ノ義ナ
リ

〔釋解〕他人ヨリ代理ヲ託セサルニ自ラ好シテ其事務ヲ
支配スル人ヲイフ

〔参照〕(民)一三七二以下、

ヌウー

六

Neveu.

エヌノ部

七二三

姪男

〔本義〕羅甸ノ「子ポス」ヨリ出ツ「子ポス」ハ本ト「孫男」チイヒ
今轉シテ「姪甥」チイフ

〔釋解〕兄弟若クハ姉妹ノ男子チイフ

ニエス

Niece.

姪女

〔本義〕羅甸ノ「子プチス」ヨリ出ツ「子プチス」ハ本ト「孫女」チ
イヒ今轉シテ「兄弟若クハ姉妹ノ女子」チイフ

〔釋解〕兄弟若クハ姉妹ノ女子チイフ

〔參照〕〔民〕一六三、七二八、

ノリ

船賃

Nojis.

船舶賃貸

ノリスマン

船賃

船舶賃貸

Nolisement.

〔本義〕「ノリ」ハ羅匈ノ「ノロム」ヨリ出ツ「ノロム」ハ「海船ノ賃貸」運送ノ價「又」船賃ノ義「ノリスマン」モ出處「ノリ」ニ同シ
 〔釋解〕「フレ」(エフ)ノ部二七)ト同義ニシテ賃船賃、船舶賃貸、海運、海運賃、港稅ヲイフ○リウイエル大西洋ニテハ「フレ」トイヒ地中海ニテハ「ノリ」トイフ(ア)ノ部四四、「アフ」レエトマン「セ」ノ部二一、「シアルト、パルチ」參看)

〔參照〕(商)二七三、

Nonbis in idem.

嫩ノシ

皮士因ビスイン

伊滕イテム

呢吟ニエム

隴ノエム

一事不再理

〔本義〕皆羅甸語ニシテ「ノ」ハ「不」ナリ「ビス」ハ「再度」ナリ「エ
ン」ハ「於テ」ナリ「イデム」ハ「同伴」ナリ

〔釋解〕「シオーズ、ジッゼ」(已決事件ナリセノ部二六)ノ力ニ由
リ確定シタル法律ノ規則ナリ凡ソ一回判決セシ訴訟
ハ裁判官再度之ヲ判決スルヲ得ス○リトレ此語ハ羅
甸ノ四語ヲ連子テ一句ト爲シ法律ノ格言トシテ慣用
スルモノニシテ那ノ訴ヘラレタル事件ニ付キ裁判ヲ
受ケタル人ハ再ヒ同事件ニ付キ訴ヘラル、トナシト
イフノ意ナリ○センボ子此語ハ終審ニテ裁判セラレ
タル刑事被告人ハ同事件ニ付キ再ヒ訴ヘラル可カラ
ストイフ意ナリ凡テ法律上ニテ放免ヲ受ケタル人ハ

Notaire.

再ヒ訴ヘラル可カラス然モ重罪取調局ノ判決ハ確定
ノモノニ非ス(治罪法第二百四十六條)

〔參照〕(民)一三五〇ノ三項、一三五〇、(治)五、二四六、三六〇、

ノテ

公證人

〔本義〕羅甸ノ「ノタレ」ヨリ出ツ「ノタレ」ハ佛語ノ「ノテ」ト同

義ニシテ「覺エ書キヲ爲ス」ノ義「ノテ」ハ羅馬ノ古代ニ

アリテハ主人ノ爲メニ簡略ノ筆記ヲ爲ス奴隸ヲイヒ

又佛國封建時代ニアリテハ國君若クハ貴族ノ側ニア

ル筆者ヲイヘリ

〔釋解〕總テ證書ニ「オ」トナンチシテ「證書」ノ公正ナリアノ

部九四ヲ附スル「」ヲ任ヒラレタル公ケノ官吏ヲイフ

Acte notarié.

アクト、ノタリエ

公證^ラ證書

〔本義〕「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）「ノタリエ」ハ「ノテル」ノ形容詞ニシテ「公證人」ノ作リタルノ意

〔釋解〕「按」公證人ノ作爲ニ係ル證書類ノ總稱ナリ

〔參照〕失踪ハ（民）一一三、父母ニ婚姻ノ承諾ヲ請フ書ハ（民）

一五四、訴訟ニ爲リタル權利ノ讓渡ハ（民）一五九七、民事

拘留ハ（民）二〇六〇ノ六項、夫婦財產契約ハ（民）一三九四、

贈遺ハ（民）九三一、負債主自由ヲ得ルヲハ（訴）八〇一、寫書

ハ（訴）八三九、書入ハ（民）二一二七、自治禁治產禁及ヒ特別

管財人ハ（民）五〇一、財產目錄ハ（訴）九四三、共有物賣却及

ヒ分配ハ（民）八二七以下、手形拒絕ノ證書ハ（商）一七三、一

八七、不動産拿主ハ（訴）七四三以下、代權ハ（民）一二五〇、遺

八七、不動産拿住ハ(訴)七四三以下、代權ハ(民)一二五〇、遺囑ハ(民)九七一、九七六、一〇〇七、後見ハ(民)三九一、三九二、(訴訟入費表)一六八以下、刑罰ハ(刑)一四五、二五四、二五五、公證人ノ構成ハ革命十一年風月二十五日ノ法律、公證人局ハ一千八百四十三年一月四日ノ命令書、一千八百四十三年六月二十一日ノ法律

Notoriété.

哪多哩埃太 ノトアタル 哪禮 ノレイ 哪 ノ

〔本義〕「ノトアタル」ト同義ニシテ「ノトアラル」ハ羅甸ノ「ノスセ

レ」ヨリ出ツ「ノスセレ」ハ「知ル」ノ義

〔釋解〕衆人ニ知レ渡リタルノ意

アクト、ド、ノトリエテ

Acte de notoriété.

公知證書

〔本義〕「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕公衆ニ知レタル事柄ヲ認定シ證明スルヲ目的ト爲シタル證書チイフ○パシツレ公證人若クハ治安裁判官ノ手ニ成ル書付ナリ此書付ハ今一事件アランニ其事件ハ衆人ノ皆知ル所ニシテ且ツ確實ナルモノタルヲ證人ニ由リ證明スル所以ノモノナリ

〔參照〕〔民七〇以下、一五五、

ヌーウエル、ウーウル

11
Nouvel oeuvre.

新^{シキ}作事

〔本義〕「ヌーウエル」ハ「新ラシキ」ノ義「ウーウル」ハ「仕事」ナリ

〔釋解〕「コンプレント」(保守ナリセノ部五四)チ起スニ至

ルヘキ他人ノ爲シタル新造營ヨリ生スル擾害ヲイフ
○リトレ他人ニシテ故ナク己ノ地面ニ家屋ヲ建築シ
又ハ我カ土地ニ對シ土地ノ義務ヲ負ヒタル土地ノ所
有者其地面ニ建築シテ我權利ニ害ヲ加フル所爲ヲイ
フ

〔參照〕(民)二〇六〇ノ二項、(訴)三ノ二項、二三以下、

ノウアシオン

111 Novation.

更改

〔本義〕羅甸ノ「ノウアレ」ヨリ出ツ「ノウアレ」ハ「新タニスル」ノ義
〔釋解〕新義務ヲ以テ舊義務ニ變換シ其名義ヲ變換セル
ニ因リテ舊義務ノ消滅スルヲナイフ

〔參照〕(民)一二三四、一二七一以下、保證人ハ(民)二〇三八、負

債ヲ役所ニ預ケ置クコトハ(民)一二六三、家産ノ分離ハ(民)八七八、八七九。

ニウ、プロプリエテ

虚有權

1111
Nue-propiété.

〔本義〕「ニウ」ハ「裸」ノ義「プロプリエテ」ハ「所有權」(ペノ部六六)ナリ

〔釋解〕「ユシツフリツイ」(收實權ナリユノ部六)ノ權ニ對シタル不動産ノ所有チイフ○リトレ其收實權ノ他人ニ屬スル不動産ノ所有チイフ

ニウ、プロプリエテ

Nu-propiétaire.

虚有者

〔本義〕「プロプリエテ」ハ「所有者」ナリ

〔釋解〕收實權ノ繼續スル時其所有物ヨリ生スル果實

〔本義〕「フロ」アリ「エ」テ「ル」ハ「所有者」ナリ

〔釋解〕收實權ノ繼續スル時間其所有物ヨリ生スル果實
ヲ收ムルノ權利ヲ失ヒタル所有者チイフ

〔參照〕虛有者ノ權利義務ハ(民)五七八、五九九、六〇三ヨリ
六一四迄、虛有權ノ遺囑ハ(民)八九八、八九九、

ニウリテ

Nullité.

無効

〔本義〕「ニツル」トイフ形容詞ノ變シタル名詞ニシテ「ニツル」ハ
「無キ」ノ意

〔釋解〕事柄ノ發効ヲ妨クル瑕瑾チイフ〇「セ」ン「ボ」子此語
ハ効ナキ契約若クハ効ナキ所爲ノ形狀チイヒ又契約
若クハ其所爲ノ發効ヲ妨クル瑕瑾チイフ「ニウリテ」ハ一ノ
場合ヨリ他ノ場合ニ援引スルヲ得ス又推測スルヲ得

ス必ス之カ證據ヲ立テサル可カラス其證據ハ法式ノ
 「ニツリテ」ニハ書付ヲ以テ之ヲ立テ基本ノ「ニツリテ」ニハ證
 人又ハ推測ヲ以テ之ヲ立ツ○パシツレ書付若クハ裁判
 ノ瑕瑾ニシテ其發効ヲ妨クルモノヲイフ蓋シ「ニツリテ」
 ニ二種アリ其一ハ現ニ「ニツリテ」ト爲サシメテ利益ヲ有
 スル人ハ何人ニテモ申立ルヲ得ルモノ是ナリ例へハ
 法式ノ瑕瑾アルヲ以テ法律ニテ證書ヲ無効ト爲ス場
 合ノ如シ其二ハ契約人ノ利益ノ爲メノミニ定メタル
 「ニツリテ」是ナリ此ノ「ニツリテ」ハ契約人ニ非レハ申立ルヲ
 得ス例へハ茲ニ婚姻ヲ爲シタル婦カ其夫ノ許可ヲ得
 サルニ依リ生スル「ニツリテ」ハ其婦其夫若クハ其相續人
 ニ非レハ之ヲ申立ルヲ得サルカ如シ

〔参照〕義務ノ無効ハ(民)一、二、三、四、訴訟ハ(訴)七、一、一七三、一
〇二九以下、

